

利用者・ご家族各位

運営規定・契約書・重要事項の変更について

日頃よりさいこうえんの障害者生活支援センターをご利用いただきましてありがとうございます。

『運営規定及び契約書・重要事項説明書』につきまして、令和4年4月1日より、以下の通り変更いたしましたので、お知らせいたします。

なお、契約時にお配りしています関係書類につきましても、順次変更したものになりますので、よろしくお願い致します。

旧	新
《運営規定全部分》 さいこうえんの障害者生活支援センター運営規定 相談支援事業所キララ運営規定	《運営規定全部分》 さいこうえんの障害者生活支援センター運営規定 一体的運営に係る変更 主たる事業所：さいこうえんの障害者生活支援センター 従たる事業所：相談支援事業所キララ 相談支援事業所間協定に係る変更
《契約書・重要事項説明書全部分》 さいこうえんの障害者生活支援センター契約書・重要事項説明書 相談支援事業所キララ契約書・重要事項説明書	《契約書・重要事項説明書全部分》 さいこうえんの障害者生活支援センター契約書・重要事項説明書 変更内容：一体的運営に係る変更
《事業所番号》 指定特定相談支援事業所 穴水町 1731710602 号 指定障害児相談支援事業所 穴水町 1771700026 号	《事業所番号》 計画相談支援 1730200027号 障害児相談支援 1770200028号

令和4年4月より、さいこうえんの障害者生活支援センターは、相談支援事業所キララと一体的運営を行うことになりました。

また、七尾市・中能登町の相談支援事業所4事業所との協定締結も行いました。

今回の変更に伴い、皆様が行う手続きはありません。今回のお知らせで、ご不安な点がございましたら下記までお問い合わせください。

書類については順次、変更していきますので、ご了承ください。

さいこうえんの障害者生活支援センター センター長 前田 奈津子

お問い合わせ さいこうえんの障害者生活支援センター 電話番号 0767-52-5161